

# 処遇改善等加算Ⅱの賃金改善対象者に係る研修修了要件について

		保育所等	幼稚園	認定こども園
研修要件	副主任保育士、 中核リーダー、 専門リーダー	4分野以上の研修の修了 ※副主任保育士についてはマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了 ※中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要
	職務分野別 リーダー、若手 リーダー	担当する1分野の研修の修了	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要
研修内容等	研修実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県</li> <li>都道府県の指定を受けた機関※</li> </ul> ※市町村、指定保育士養成施設、保育に関する研修の実績のある非営利団体に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県又は市町村（教育委員会含む。）</li> <li>幼稚園関係団体、認定こども園関係団体のうち都道府県が適当と認める者</li> <li>大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等</li> <li>その他都道府県が適当と認める者</li> <li>園内研修を実施する幼稚園・認定こども園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県又は市町村（教育委員会含む。）</li> <li>認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のうち都道府県が適当と認める者</li> <li>大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等</li> <li>その他都道府県が適当と認める者</li> <li>園内研修を実施する認定こども園・幼稚園</li> </ul>
	対象となる研修内容	保育所等キャリアアップ研修として実施する以下の分野に係る研修 ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント  ※研修時間は各分野15時間以上	幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
	研修修了状況の確認方法	加算認定自治体 <sup>(注)</sup> において、保育士等キャリアアップ研修の修了証により研修の修了状況を確認	加算認定自治体 <sup>(注)</sup> において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認	加算認定自治体 <sup>(注)</sup> において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認

(注) 都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村